

厚生労働省北海道労働局発表
令和6年10月15日（火）

厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業安定課
課長 小林 一哉
課長補佐 成田 将之
電話 011-709-2311（内線 3675）

若者雇用促進法に基づく ユースエール認定企業が決定しました

厚生労働省北海道労働局（局長 三富 則江）は、札幌東公共職業安定所管内の「株式会社 シビテック」をユースエール認定企業として認定しました。

「ユースエール認定制度」とは、若者雇用促進法に基づき、若者の雇用・育成に関する一定の基準を満たす優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

【ユースエール認定企業】

株式会社 シビテック（所在地：札幌市白石区東札幌2条5丁目8-1）

- ・ 認定日：令和6年9月19日
- ・ 事業内容：土木建築サービス業
- ・ 認定通知書交付式：令和6年10月22日（火）14時00分
ハローワーク札幌東において実施予定です。

※認定通知書交付式当日の取材等については、10月18日（金）16時までに下記担当までご連絡下さい。

【連絡先】 ハローワーク札幌東 TEL011-853-0101（31#） 担当：事業所第一部門 菊地

※ ユースエール認定制度の認定基準や認定企業の詳しい情報（「PRシート」）については、「若者雇用促進総合サイト」（<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp>）に掲載しています。



【認定マーク】